

熊本市事件等連絡会議設置要綱

制定	平成19年	3月1日市長決裁
改正	平成19年	4月1日総務局長決裁
	平成20年	4月1日総務局長決裁
	平成21年	4月1日総務局長決裁
	平成22年	10月1日危機管理防災室長決裁
	平成23年	4月1日危機管理防災室長決裁
	平成24年	4月1日危機管理防災総室長決裁
	平成24年	9月1日危機管理防災総室長決裁
	平成26年	4月1日危機管理防災総室長決裁
	平成27年	4月1日危機管理防災総室長決裁
	平成28年	4月1日危機管理防災総室長決裁
	令和2年(2020年)	4月1日危機管理防災総室長決裁
	令和3年(2021年)	4月1日危機管理防災総室長決裁
	令和5年(2023年)	4月1日危機管理課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、平常時及び危機事象発生時における危機管理に関する情報交換を行うとともに、危機管理体制の一層の充実と推進体制の強化を図るため、熊本市事件等対処計画において設置することとなっている熊本市事件等連絡会議（以下「連絡会議」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、熊本市危機管理指針に定める熊本市事件等対処計画の例による。

(所掌事務)

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項に関して協議等を行う。

- (1) 平常時における危機管理体制の推進に係る調整に関すること。
- (2) 危機事象に関する情報の共有及び連絡調整に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、危機管理の推進及び危機事象対策のため必要なこと。

(組織)

第4条 連絡会議は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 連絡会議は、危機管理防災部長が招集し、主宰する。
- 3 危機管理防災部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の会議への出席を求めることができる。
- 4 危機管理防災部長は、連絡会議で決定し、又は審議された事項については、危機管理監に報告するものとする。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、危機管理防災部が処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２２年１０月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年９月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和２年（２０２０年）４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年（２０２１年）４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年（２０２３年）４月１日から施行する。

別表１（第４条関係）

危機管理防災部長	都市政策課長
政策企画課長	消防局総務課長
総務局総務課長	交通局総務課長
財政課長	上下水道局総務課長
地域政策課長	病院局総務企画課長
健康福祉政策課長	教育委員会教育政策課長
こども政策課長	議会局総務課長
環境政策課長	区総務企画課長
経済政策課長	危機管理個別マニュアルを所管する組織の長
農業政策課長	その他危機管理防災部長が指名する職員